

第1053回教育委員会

平成30年3月27日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午前10時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 重要文化財（美術工芸品）の指定等について（文化財・生涯学習課）
- (2) 第5次山形県生涯学習振興計画の策定について
（文化財・生涯学習課生涯学習振興室）

5 議 題

- 議第1号 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について（総務課）
- 議第2号 山形県障がい児教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について（義務教育課特別支援教育室）
- 議第3号 第3次山形県特別支援教育推進プランの策定について（義務教育課特別支援教育室）
- 議第4号 田川地区の県立高校再編整備計画について（高校教育課高校改革推進室）
- 議第5号 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について（教職員課）
- 議第6号 教職員の人事について（教職員課）
- 議第7号 教育委員会職員の人事について（総務課）

6 閉 会

重要文化財（美術工芸品）の新指定について

平成 30 年 3 月 9 日（金）に開催された国の文化審議会（馬渕^{まぶち} 明子^{あきこ} 会長）において、新たに国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定について、文部科学大臣へ答申がありましたので、お知らせいたします。

- 1 指定の答申を受けた山形県内の重要文化財（美術工芸品）
＜彫刻の部＞ 木造聖徳太子立像 一軀
＜歴史資料の部＞ { 明国笥付上杉景勝宛 一幅
明冠服類（文禄五年上杉景勝受贈） 一括

2 今回の答申件数等

	新指定件数		累 計
	国 宝	重要文化財	
山形県	0	2	7 2 (5)
全 国	5	5 0	1 0, 7 3 5 (8 9 0)

(注) 合計欄 () 内の数字は国宝の件数で、内数である。

別紙

<彫刻の部>

(有形文化財を重要文化財に 1件)

もくぞうしょうとくたいしりゅうぞう

木造聖徳太子立像 一軀

【所有者】 宗教法人本山慈恩寺（寒河江市大字慈恩寺地籍31）

【大きさ】 像高94.1cm

少年の姿の聖徳太子像で、像内に納められていた^{けっしょ}血書（血による書写）^{しょうわ}經典の奥書より正和3年（1314）の製作であることが知られている。この時代の彫刻の中で、製作年代が判り、^{わか}かつできばえが優れた作例である。

鎌倉後期以降の作例の調査研究の進展を踏まえて重要文化財に指定する。（鎌倉時代）

※補足情報

本文化財は、現在、県指定有形文化財（彫刻）であるが、今回の答申により国指定重要文化財（彫刻）となる。



<歴史資料の部>

(重要文化財を分割して重要文化財に 1 件)

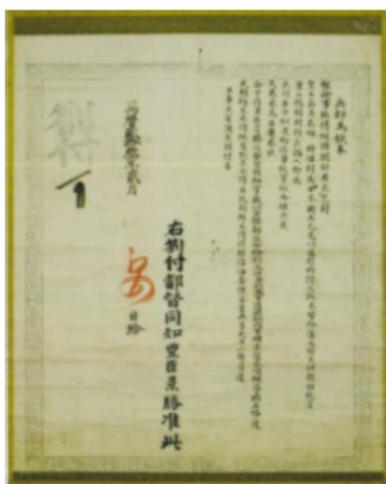
【	みんこくさつぷうえすぎかげかつあて 明国箭付上杉景勝宛	一幅
	みんかんぷくるい ぶんろくごねんうえすぎかげかつじゅぞう 明冠服類（文禄五年上杉景勝受贈）	一括

【所有者】 宗教法人上杉神社（米沢市丸の内1-4-13）

ぶんろく 文禄5年（1596）、文禄の役後の日明間の和平交渉に際し、来日した明国使節は豊臣秀吉を日本国王に冊封し冠服類を下賜した。本資料は、同時に上杉景勝に与えられた文書と冠服であり、明国の武官である都督同知に任じた文書は箭付という形式をとる。両者とも遺例稀な明時代の文化財として貴重であるだけでなく、秀吉家臣宛の箭付と冠服が一括で伝来する唯一の事例である。近年、日明間の外交史上に本資料群を位置づける研究が進展したことをうけ、既指定である服飾類を分割し、箭付を本指定として冠服とともに歴史資料分野の重要文化財とする。（明時代）

※補足情報

本文化財は、現在、国指定重要文化財（工芸品）「服飾類（伝上杉謙信、上杉景勝所用）」の一部であるが、今回の答申により国指定重要文化財（歴史資料）となる。



箭付



冠服

参考

新指定後の山形県における国宝・重要文化財（美術工芸品）の件数

		国 宝	重要文化財	計
美術工芸品	絵 画	1	7	8
	彫 刻	0	<u>12</u>	12
	工芸品	2	29	31
	書 跡	0	4	4
	典 籍	0	0	0
	古文書	1	7	8
	考古資料	1	6	7
	歴史資料	0	<u>2</u>	2
小 計		5	67	72

施策の展開Ⅱ 連携・協働による推進体制・学習環境の整備



1 生涯学習推進体制の充実

生涯学習推進体制を整備し、各組織等と連携を図り県民の学習を充実させていきます。
 ○関係部局が連携しての生涯学習推進体制の整備 ○外部有識者による計画の評価及び提言
 ○社会教育関係職員等の研修、リーダー育成講座の実施 ○社会教育主事有資格教員の養成、資質向上 等

2 学習情報提供・相談の充実

子供から高齢者までのあらゆる年齢層の県民が、学習内容に興味をもち主体的に学ぶことができるよう、学習情報の提供や相談を充実させていきます。
 ○学習情報や講師に係る情報等を幅広く収集 ○ホームページ等を活用しての県民への情報提供
 ○講座の開設、出前講座の実施 ○学習情報、講座運営、講師照会等相談への対応 等

3 学校・家庭・地域の連携・協働

(1) 山形の「郷土愛」の醸成

県民誰もが郷土山形に愛着を感じることができる学習環境づくりを学校・家庭・地域が連携・協働しながら推進します。

- 地域における多様な体験・交流活動の推進
- 地域教材や新聞等の活用
- 山形県民の歌やスポーツ県民歌の普及
- 伝統文化の保存・伝承 ○文化財の保存と活用
- 県民の多様な文化芸術活動の支援 等

(2) 地域学校協働活動による子どもの育成と地域の創生

学校・家庭・地域が連携・協働する体制の整備と地域人材の資質向上を通して、地域の教育力向上を図ります。

- 地域学校協働活動の普及・啓発
- 学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員の育成
- 学校と地域が補完し高め合う教育体制の推進 等

(3) 安全な居場所づくりと体験活動

地域の人的・物的資源を生かした多様な活動プログラムを開発し、地域における豊かな体験活動を展開します。

- 子供たちの居場所と体験活動の場の確保
- 指導者の育成
- 地域における学習機会の提供 等

(4) 読書活動の推進

大学やNPO等が実施する、学習機会の提供や、地域とのかかわりを重視した人材育成を支援します。

- 大学コンソーシアムやまがたにおける公開講座開催
- 大学・NPOと協働した生涯学習機会の提供
- 大学における多様な学習機会の提供
- 地域づくり人材育成研修会の開催 等

(5) PTA活動の充実

研修会・顕彰制度・情報提供等の充実を通して地域とともに子供を育てていこうとする気運を高めます。

- PTAリーダー研修会の開催
- 優秀な成果を上げているPTAの表彰
- 事例集の発行による情報提供 等

(6) 障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の充実

関係機関が連携し、障がい者の生涯を通じた多様な学習活動の支援を推進します。

- 推進体制の整備 ○情報共有・情報発信
- 障がい者の生涯学習の場の提供 ○好事例の普及
- 学校・事業所等における理解の推進 等

4 大学等高等教育機関・NPO等との連携協力

大学やNPO等が実施する、学習機会の提供や、地域とのかかわりを重視した人材育成を支援します。

- 大学コンソーシアムやまがたにおける公開講座の開催 ○大学・NPOと協働した生涯学習機会の提供
- 大学における多様な学習機会の提供による地域貢献 ○地域づくり人材育成研修会の開催 等

5 県生涯学習センターによる支援

市町村における学習機会の充実と県民の学習への関心を高めることに、関係機関等と連携して取り組みます。

- 人材育成(社会教育関係職員、生涯学習活動支援者等) ○学習情報の提供・相談
- 県民主体の学習機会の提供 ○「山形学」の推進 ○生涯学習に関する調査 等

6 社会教育施設による支援

県青年の家	青少年の活動拠点として、交流し、学び合う機会を提供していきます。
県少年自然の家	魅力あるプログラムの開発と、幅広い年齢層の利活用を拡大します。
県立博物館	県民と協働しながら資料を収集し、魅力向上を図りながら知の楽しみを分かち合う博物館にします。
県立図書館	市町村立図書館(室)との連携を強化し、県民が集い・学ぶ図書館としての役割を果たします。

第5次山形県生涯学習振興計画 【平成30(2018)～34(2022)年度】

一人ひとりの個性が奏であい 輝く山形の未来を拓く生涯学習 ～自立・協働・創造～

概要版



○生涯学習振興の更なる充実をめざして

これからの人生100年時代を見据え、障がいのある人もない人も、共に生涯にわたり、生きがいをもって学び続けることができる、生涯学習社会の実現をめざします。

山 形 県

「一人ひとりの個性が奏であい 輝く山形の未来を拓く生涯学習」 ～自立・協働・創造～

第1編 基本的な考え方

第5次山形県生涯学習振興計画策定にあたって

「生涯学習」とは、人々が生涯を通じて行うあらゆる学習をいいます。それらは、自己の充実・啓発や生活の向上等のため、必要に応じ各人が自発的意思に基づき、自己に適した手段・方法により行われており、その内容は多岐にわたっています。これからの人生100年時代を見据え、豊かな人生を送るためには、生涯にわたって学び続けながら、時代の変化に応じた知識や技能を獲得していくことが必要となり、生涯学習の重要性は増すばかりです。

山形県では、教育基本法に謳われている生涯学習の理念(※)を踏まえ、生涯学習の振興に向け総合的に施策を実施していくための基本的な方向及び方策を明確にした「第5次山形県生涯学習振興計画」を策定します。障がいのある人もない人も、共に生涯にわたり、生きがいをもって学び続けることができる、生涯学習社会の実現をめざしていきます。

(※)生涯学習の理念(教育基本法第3条):「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」

第4次山形県生涯学習振興計画の成果と課題

成果

- ・地域の特色を活かした住民主体の講座等の実施
- ・「社会の要請」にこたえる学習活動の実施割合の増加

課題 1

自己実現に向け多様化する住民の学習ニーズへの対応

課題 2

現代の価値観を踏まえた地域づくり・絆づくり

課題 3

住民の学習活動を支える持続可能な体制づくり

本県がめざす生涯学習

第5次生涯学習振興計画 基本目標

「一人ひとりの個性が奏であい輝く山形の未来を拓く生涯学習」

～ 自立・協働・創造 ～

- 自立** 一人ひとりがよく学び、個性や能力を伸ばし、「自立」して豊かな人生を送ることができるよう障がいの有無も含め多様な学習ニーズに対応できる生涯学習社会の実現を目指します。
- 協働** それぞれができることを持ち寄りながら、地域に対して貢献できる「協働」体制が構築される生涯学習社会の実現を目指します。
- 創造** 厚みのあるつながりと新たな価値を生み出し、個人や地域社会の豊かさを「創造」する生涯学習社会の実現を目指します。

第5次山形県生涯学習振興計画の重点

- ①個人や地域の多様化するニーズを踏まえた学習機会・学習内容の充実
- ②地域づくり・絆づくりに係る活動の推進
- ③持続可能な推進体制整備、人材育成機会の提供等による市町村への支援



第2編 施策の展開

施策の展開 I 自立する力と創造する力を培う学習機会の充実

